

『伝わる工事標示板』 試行要領 に関するFAQ

R8. 3時点

長野県建設部建設政策課技術管理室

番号	問い合わせ内容	回答
1	試行要領中、「工事概要」は、どの程度の内容まで記載することを想定しているか。	試行要領の趣旨を踏まえ、県民にとって有益な情報を記載してください。工事名、工事目的、工期、工事概要の記載は必須とし、必要に応じて施工方法も記載してください。
2	試行要領中、「工事進捗」については、写真のみでもよいか。また、進捗率や数値の記載は必要か。	工事進捗が確認できる写真、進捗率の記載を必須とします。
3	発信方法の考え方について、要領内の「2」ホームページ又はSNSでの発信」の内容として「工事概要、工事進捗、本試行要領の概要、工事標示板のデザイン（工夫した点を含む）及び設置状況写真」とあり、工事概要や工事進捗については、工事標示板内のQRコードからリンクする形を想定しているが、 ①QRコードでリンクした先のページにおいて、要領に記載の発信内容を一体的に掲載すれば足りるのか。 ②これらの内容とは別に、「本工事で『伝わる工事標示板』の試行を実施している」という旨を、ホームページまたはSNS上で発信する必要があるのか。	①QRコードでリンクした先のページにおいて、「2」ホームページ又はSNSでの発信」に規定された発信内容が網羅されていれば、兼ねることは可能ですが、この場合、「1」伝わる工事標示板の製作・設置」の規定のとおり、工事進捗については、「3か月に1回以上」ではなく、随時更新いただく必要があります。 ②「2」ホームページ又はSNSでの発信」の発信内容において、「本試行要領の概要」としてはありますが、当該工事が試行を実施している旨もあわせて発信してください。
4	ソフトとプリンターを使用して自社で工事標示板を作成しており、外部ファイルの画像の取り込みは、JPEGファイルに限られる。建設に関連するアルクマはJPEGファイルにて公開されるか。また、ホームページには、建設に関連するアルクマは近日中に公開されると記載されているが、今後の見込みを教えてください。	JPEGファイルで公開予定です。 「建設に関連するアルクマ」は現在作成中であり、公開予定日は未定ですが、遅くとも2月中には公開する予定です。
5	試行要領の3.取組方法に記載されている①～④すべてを1枚の工事標示板に掲載できない（アルクマを看板上に印刷できない）場合、工事標示板ではなく、工事標示板の隣に設置する別の看板にアルクマを掲載するなどの対応でも実施とみなされるか。	「3 取組方法」（1）の①～④の全てを1枚の工事標示板に掲載してください。
6	「2」ホームページ又はSNSでの発信」について、SNSはどんな種類のもでもよいか。	一般にSNSとして扱われているアプリであれば問題ありませんが、試行要領「3 取組方法」（2）の趣旨を踏まえ、不特定多数に発信する機能を有するものに限りま。発注者に事前協議して、使用するSNSを決定してください。
7	「自社のホームページ又はSNSで発信を行うこと」について、自社にて運営しているSNSやHPでなければならないのか。又は工事現場独自にSNSにてアカウント取得後、実施しても問題がないのか。	工事現場独自に作成したアカウントが、受注者自らが管理するものであれば、問題ありません。
8	試行要領に掲載されているイメージがW1100×H1400くらいのサイズかと思われるが、設置スペースがあまりない現場などはW550でもいいのか。	試行要領の趣旨を踏まえ、W550のサイズは不可とします。
9	標示板に記載する工期は、契約工期か実際の工期かどちらを記載するのか。	施工上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示してください。
10	砂防工事は試行対象工事とはならないのか。	試行要領「2 試行対象工事」のとおり、「市街地や集落、幹線道路沿いなど、人の目につきやすい位置に工事標示板を設置する工事」が対象となります。砂防工事であっても、例えば、集落近傍に工事標示板を設置する工事では、対象となる場合があります。
11	長野県PRキャラクター「アルクマ」ではなく、他のキャラクターを掲載しても試行対象工事と認められるか。	試行対象工事では、「アルクマ」の掲載を必須とします。なお、試行対象工事ではない工事において、その他のキャラクター等を使用することを妨げるものではありません。